

大阪広域環境施設組合規則第9号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成27年規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員があらかじめ任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>[(1)～(18) 略]</p> <p>(19) <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが<u>相当</u>であると認められる場合</p> <p>[(20)～(21) 略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>第3条 前条第1項各号の場合における職務に専念する義務の免除の期間又は時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間又は時間とする。</p> <p>[(1)～(7) 略]</p> <p>(8) 前条第1項第19号の場合 <u>任用期間6月につき1日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間</u></p>	<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)～(18) 同左]</p> <p>(19) <u>職員</u>が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが<u>適当</u>であると認められる場合</p> <p>[(20)～(21) 同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>(8) 前条第1項第19号の場合 <u>4月1日から翌年3月31日までの間において5日（臨時的任用職員については、任用期間6月につき2日、法第22条の2第1項に</u></p>

[(9) 略]	<u>規定する会計年度任用職員については、 任用期間6月につき1日)</u> を超えない範 囲内で必要と認める期間又は時間 [(9) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則の規定は、令和6年6月1日から適用する。